

清水さんには「錦糸町 BC の未収債権問題」(以下「錦糸町 BC 問題」)に関して、この Blog で何回か取り上げて頂いております。

自己紹介、というほどではありませんが、筆者は、清水さんの「小学校の先輩」で、学生時代に Bridge を始め、30 歳台の社会人としても個人的にも余裕のなかった時期には、「競技」の世界からは距離がありました。ずっと Bridge を楽しんで来ました。ご隠居さんになって、ずっとおうちに居ると家族も気づまりでしょうから、と押し出されるように頻度は増えていますが、ただの「一般プレーヤー」で、連盟としての活動には、当時の連盟としては「大事業」で、「総力」を挙げて臨んだ横浜のバーミューダボウルの際に若干お手伝いさせて頂いた他は、関与させて頂いたことはありません。

そんな自分ですが、「錦糸町 BC 問題」については、色々な方からのインプットがあり、「感じる場所」もありましたので、「臨時会員総会」の開催の「呼び掛け人」の一員になり、その後、理事の方とも一緒に本件の「特別調査チーム」として活動して参りました。特別調査チームの「最終報告書」は 5 月に理事会に提出し、それは追って何らかの形で「公開」されるものと存じます。「呼び掛け人」としては、清水さんを含む開催請求にご賛同を頂いた会員諸兄姉に、逐次経過をご報告すべきところでしたが、2 月以降は「報告書作成作業」でただでさえ乏しいテキスト作成能力を使い果たし、ご報告を怠っておりましたことをお詫び申し上げます。

小学校の先輩、という「地位を利用」したクライもあります。清水さんのご厚意で、この Blog のスペースをお借りすることが出来ましたので、以下、「呼び掛け人としてのご報告」を兼ねて、本件に携わった者としての鄙見を述べさせて頂きます。

「最終報告書」は、一部は「中間報告」の形で公表されている本件の具体的な経過と、そこにはどのような「責任」があり、生じた損失はどのように填補されるべきか、また、このような事柄の再発を防止するための方向性、を述べています。この取りまとめに当たっては、T 理事が並々ならぬご努力を傾注され、「最終報告書」は、T 理事の「汗の結晶」とも言うべきものと存じ、改めてそのご尽力に敬意を表します。最終報告書、の公開の態様と、それに対する理事会のご対応、は、これから、の面もありますので、直接の「最終報告書」関連のコメントは、またの機会にさせて頂き、今回は、JCBL という組織、について、から。

JCBL から、毎年、会員・会友に配布される「JCBL Handbook」の第一ページには、82 年の旧制度での公益法人認可の際の「設立趣意書」が引かれており、それには「従来の同好会的集合体から脱皮して国内的にも国際的にも責任を負担しうる組織に移行する」と述べられています。いわゆる「ゲーム団体」の公益法人認可、は、日本棋院、日本将棋連盟、と、もう一つは忘れてしまいましたが、四番目の認可で、当時囲碁も将棋も「人口」は、一千万人以上と言われ、桁が二つは違う JCBL が認可の対象となったのは、91 年の横浜でのバーミューダボウル開催、という「国際的」な意義も評価されてのことだと思いますが、画期的なことでした。その後、「公益法人制度改革」によって、約 2 万 5 千あった旧制度の「公益法人」が、新制度の「公益法人」に移行できたのは（申請ベース、で、全てが移行認可を受けたわけではありませんが）約 9 千法人で、旧制度の公益法人よりも格段に手厚い優遇措置が付与されています。制度上、JCBL の「財産」は、「優遇措置」によって形成されたものと見なされ、いわば、「国民から託された財産」(http://www.otpea.or.jp/data/20131021_kakukikan.pdf 内閣府のホームページによる) であり、JCBL は、その財産を「公益」の推進のために適切に管理し、使用することに、会員や会友、ブリッジ愛好者に対してだけでなく、広く国民に対して責任を負っている、ということが出来ます。設立趣

意書に述べられているように、「社会に対しても責任を負う組織」であり、単なる「同好会的集合体」ではないし、そうであっても「公益（社団）法人」たる資格はありません。

ところが、清水さんの Blog でも指摘されているように、本件の「発覚」後の理事会で、ある「主要な」理事（以下 A 理事）から、「連盟の役員は無報酬であるから、金銭的な責任を負うものではない」という発言があったことを仄聞しました。（これは、現在は連盟のホームページの「理事会議事録」でも見ることが出来ます）いわば「耳を疑うご発言」であり、さすがに全理事が、とは思わないにしても、このようなご認識の方も居られる理事会のメンバー「だけ」で構成されるチームに本件の調査と善後措置を委ねることは適切ではない、が、筆者が「開催請求署名」の呼びかけ人となったほぼ唯一の動機で、成り行きで、「特別調査チーム」のメンバーにもなってしまいましたが、この「A 理事のご発言」を伺わなければ、本件に関与することはありませんでした。

清水さんの Blog で引かれていた、「責任の取り方」として、やはり「主要な」理事である方（A 理事、とは別の B 理事）から「マスターポイントの返上」という発言があったこと、も、調査チームに提出された資料の中に触れられていましたから、残念ながら「作り話」ではありません。（非常に「高級な」Black Humor と解することは出来るかも知れませんが...）

JCBL の役員に就任された方には、連盟の顧問弁護士から、「JCBL の役員について」という「講義」が行われます。「JCBL の役員の位置づけ」の第一ページには、JCBL と理事・監事の関係は、委任関係として、民法第 644 条「受任者（この場合、理事・監事）は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う」が引かれています。また、第二ページ、第三ページには、「損害賠償責任」として、「一般法人法」を引いて「理事・監事が任務の実行を怠り（任務懈怠）、それにより JCBL が損害を受けた場合は、損害を賠償する義務がある」が述べられています。また、上記した内閣府の Web 文書もその際に配布されているのですが、そこにも、「理事や監事は、報酬の有無にかかわらず、公益法人に対する国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う必要があります。これは法律上の義務でもあり、これを怠ったことにより法人に損害が発生した場合には、損害賠償などの責任を問われることとなります」と書かれています。

誰だって、出来れば「金銭的な責任」なんて負いたくないに決まっていますが、連盟と連盟の役員の位置づけを規定した法律に規定され、わざわざ顧問弁護士を煩わせてその説明を受けた内容を見ても無視したご主張を、「主要な」理事が公然と述べられる、は「耳を疑う」しかありません。また、そのような理事会「だけ」に本件の調査を「お任せ」して、会員・会友やひいては社会の納得を得られるような結論が得られる、とは普通には考えにくく、勿論、当初の「調査チーム」を形成された理事諸兄姉は、A 理事や B 理事とは別の方ですし、連盟と連盟の役員の方の責任、に関して、正当な理解をされているとすれば、甚だ失礼とは存じましたが、「主要な理事」がこのような態度である以上、「理事会内部」の方だけで本件の調査に当たられる、は、下世話に言えば「やりにくい」だろう、も、調査チームに参加した所以です。

さて、上記に述べた、「委任の本旨」とは、を考えて見ます。

「委任」は、紀元前から存在する概念で、古典的な意味は、「委任された行為」の遂行にあたって、自己のためではなく、「公益」のために、自己の能力を発揮し、自己表現できる機会が与えられることは「名誉」であり、それに Best Effort を尽くすこと、生じた結果に責任を持つことは、「名誉ある行為」の当然の一面である、とするもので、報酬とは無関係、というか、むしろ報酬を請求することは「名誉」に反する、とさえ言えるとするものでした。

ただ、古典的な「名誉とそれに伴う責任」という概念は、古典社会の「身分制」と言いますか、進んで名誉と責任を負うことが当たり前である「人々」の存在が前提となっています。現代社会においては、筆者は連盟の理事に進んで立候補されようとする方々は「精神的な貴族」であって頂きたい、とは思いますが、いささか「古典的に過ぎる」面はあると思います。

それでも近代の民法法典は古典法たるローマ法の「伝統」の上に構築されたものであり、我が国の現行法でも、「受任者（委任を受けた者）は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない」（民法 648 条）と、「原則無償」が維持されています。また、典型的な「委任」である医師の診療行為は、現代社会では一般的には有償ですが、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」（医師法 19 条、いわゆる「応召義務」であり、患者が貧困で診療報酬が得られない可能性がある、とか、急患なのに「休診日だから」は、診療を拒絶する「正当な事由」とは認められない、とされている）とする規定に「委任の本旨」が反映しています。診療行為が「名誉ある行為」と見なされているのは、「人の健康を守る」という行為の性格や、医学部に入学するのは難しい、も勿論あるでしょうけど、「委任」という概念、も大いに関わっていると考えられます。

しかしながら現代の「委任」においては、「本旨」である「名誉ある行為」だけではそれを律するには不完全である場合もあります。医師法の応召義務だって、単に「名誉ある行為」なのだから拒絶できない、ではなく、勿論一回や二回急患に居留守を使ったから医師免許を剥奪される、というものではないでしょうけど、そういう Threat があることで、「応召義務」が果たされるという「強制」である側面は否定できません。

理事や監事の損害賠償義務、だって、そんなことはワザワザ法律に定めるまでもなく「名誉ある行為」に伴う責任として当然だろう、が、「委任の本旨」かも知れないのですが、これは「委任」における責任に限らず、一般的に「損害賠償」は、実際に生じた損害の填補、という意味だけでなく、「損害賠償義務」を定めることで、損害を生ずるような事態を避けるために Best Effort を尽くすであろう、という「抑止」の効果を期待しているものです。「名誉ある行為」である、は、まさに「本旨」であるべき、は言うまでもありませんが、それを補完しているのが「損害賠償の義務」であることもまた、「現代の制度」の一部をなしています。

錦糸町 BC 問題に戻りますと、「中間報告」のサマリーを公開した際に、署名を頂いた会員の方から頂戴したご意見に「本件に直接関係のない、他のブリッジセンターに関する言及に行数を割いている（のはいかがなものか）」がありました。これは、確かに言われる通り、というところはございます。

調査を始める以前に、理事会の方々の中には、「錦糸町以外にも、残高が多かったり、支払が不規則なセンターはあった」（ので、錦糸町問題の「発見」が出来なかったのは仕方がない）というご主張があったことを聞き及んでいましたし、調査チームに開示された資料にも、そのような表現が散見されました。実際に諸帳簿を当たって見ますと、ある時点までの四谷 BC は、JCBL に公認料だけではなく、家賃部分も支払っていますので、月々の請求額が大きく、当然ながら残高も大きい、や、センターによっては月次の請求をその翌月に払う、ではなく、ある程度まとめて払う、が慣習になっているところもあったことはその通りです。しかし、四谷 BC の場合は「大きい残高」も、月次月次にきちんと支払われ、「まとめて払う」センターの場合も、少なくとも半年に一度は残高が一旦決済されており、錦糸町 BC の支払態度、とは、明らかに異質であることが一目瞭然な、「問題のない支払」であることは明らかでした。

わざわざ「中間報告」で言及したのは、「他のセンターでも」というご主張が、丁度同じ時期に、「センターとしての公認」を返上されるセンターがあり、これは勿論理事会側がそう言われた、ではなく、外部の揣摩臆測、ですが、公認返上と「他のセンターでも」を結び付けるような「風聞」もあって、それも含めて、会員・会友の方々にご安心を頂く意味で「他のセンターの支払状況には問題がない」ことを示すべき、が、メインの理由ですが、原帳簿を一目見ただけで、「錦糸町 BC の支払の問題性は明らかであるのに対して、他のセンターの支払には問題がないことが分かる」という単純な事実を明確にし、「他のセンターも云々」のような本筋ではない雑音（実際には「他のセンター」との比較で見れば、錦糸町 BC の異常性、は、よりくっきりするので、「他のセンター云々」は、逆の意味で重要ですが）の出る余地をなくしたい、もありました。

「実際に帳簿を当たってみると」と述べましたが、「連盟の帳簿」は、そんなに難しいものではないだろう、とは想像していたのですが、その想定さえ拍子抜けする、整備された見易いものでした。連盟とセンターとの「取引」は、元来、単純なものです、その「取引」の最大の部分である「公認料」の計算が、センター共通の競技会運営システムである JTOS が出力した「入賞データ」がセンターから連盟へ報告され、その報告がそのまま連盟からセンターへの「請求データ」になる、という仕組みが、うまく機能していることが「見易い」最大の原因です。企業の帳簿とは全く異質で、誰でも管理できる、第三者が見ても問題の有無の判断がすぐつくもので、「帳簿を当たる」の普通の感覚とはかけ離れた容易な作業でした。

ですので、「長年に亘って発見できなかった」は、理事や監事の方々が、原帳簿を眺めることがなかった、という問題なのですが、理事会では、一般論としての「帳簿から異常を発見することはそんなに簡単ではない」「破綻、という結果を見ているから、言えるセリフ」のような反駁が多く、まさか「この期に及んで原帳簿も眺めていないのか」とも思いませんけど、「報告」の途中経過では「見れば一目でわかること」を、クダクダと説明する羽目になりました。（「最終報告書」では、T 理事が適切に整理頂いたので、それほどではない、と思いますが...）

「他のセンター」といい、「帳簿の見方」といい、本件の「責任」とは無関係と言いますか、そこを突っ込めばむしろ「責任」は重くなることはあっても軽くなることはないような「ご主張」への対応、は、徒労としか言いようがありませんでした。それでも「意義」があったとすれば、もし、「他のセンターも錦糸町 BC 程ではないにせよ、支払に問題あり」であったり、「連盟の帳簿はちょっと見ただけでは問題の有無が把握できない難しいもの」であったりすれば、理事や監事の「任務の遂行」はなかなか大変、ということになるのですが、実際には、錦糸町 BC は例外中の例外であり、普通に見るべきものを見、やるべきことをやっていれば、容易に問題が把握されるものである、が明らかにできたことだと思います。

チーム内には、「理事、監事が任務の実行を怠ったことで、連盟に損害を与えた場合は、(金銭的な) 損害賠償の義務がある」は、制度としてはその通りとしても、そんな「怖い目」に遭うのなら、と、理事・監事の成り手がいなくなるのではないかと、という意見がありました。連盟の事業が、いつ何時、損害賠償のような事態が起こりうるかわからないような性格のものであったり、また、連盟の財産、が、何か難しい管理を要するような複雑なものである、とするなら、その危惧はもつともなところがあります。

しかし、連盟の事業は、本質的には「競技団体」であり単純なものですから、事業の正常な実施に際して、損害賠償が必要となるような事態は、想定しにくく、また、連盟の財産、も、よほどの不注意や不正がない限り、毀損されるリスクは低い性格のもので、適切に任務が遂行されて居れば、よほど想定外のことが起きない限り、損害賠償、などという事態には至りにくい、と考えられます。先にも述べたように、連盟の会計帳簿は見易いもので、

会計帳簿の本来の目的である、認識の共有を容易にするための「道具」である、という要件をよく満たしていることも、安心できる要素です。

通常の注意を払っていても避けられないような「想定外の事態」による損害は、連盟は D&O 保険（一般企業における「会社役員賠償責任保険」相当）に加入していますから、保険約款を詳しく見たわけではありませんが、個々の理事や監事が多額の損害賠償責任を負うような事態にはならないようになっているか、もし現行の D&O 保険が十分でなかったとしても、そのように再設計可能な筈です。少なくとも、個々の理事、監事がその「直接の守備範囲」の中で、常識的な注意を払って適切に任務を遂行している、という前提では、多額の「損害賠償」の責を問われるような「怖い目」に遭う、は「杞憂である」として良いと思います。

古典的な「委任」では、受任者は単数であるか、複数であっても少数、なのですが、現代においては、受任者が多数であることは珍しくありません。(JCBL においては、理事会の構成員の定数は 14 名から 18 名であり、「多数」である、と言えます。) 受任者が単数または少数である場合、委任された任務の遂行を「名誉」のような個人の「信条」に依存する、は、それほど無理があるとは思いませんが、多数、の場合は、それぞれの「信条」は最低限のところでは一致しているとしても、やはりマチマチであり、少数であれば、そのマチマチを知悉し互いに尊重しながら、共同して委任された任務の遂行にあたる、は十分可能でしょうが、多数であれば、そうもいかない。「損害賠償義務」のような、外的な強制は、低レベルではあっても、一様な効果を持ちますから、現代の制度、としては不可欠の要素という面があります。

現代の、多数が共同して委任を受ける、という制度では、実は「とぼっち」のリスクが無視できません。監事が、理事の不適切な行為を「監視する」は、常識的にも「監事のお役目」ですが、実は理事にも、他の理事の「監視」の義務があります。自分の守備範囲の事象であれば、自分が必要な注意を払って適切に任務を遂行していれば、(ほぼ) 大丈夫、と言えるのですが、自分以外の、直接共同して任務にあたっているわけではない部分にまで、「監視」の義務がある、は、辛いところです。少なくとも、他の理事の方も、(自分と同じように)必要な注意を払って適切に任務を遂行して頂いている、という信頼感がなければ、受任者の一人、としての理事は勤まりかねる、というところはあると思います。勿論、同僚理事の「信条」を信頼する、が基本としても、それはマチマチであることは避けられない、とすれば、「損害賠償義務」で縛られているという「外的な強制」は、最低限の信頼関係を保証するものとして、重要な要素であり、逆説的かも知れませんが、「損害賠償義務」があり、それを理事会の構成メンバーが自覚して頂いて居る、(ので、「とぼっち」のリスクも低い) がなければ安心できない、の方が残念ながら現実的だと思います。

筆者は、「損害賠償義務」なんて言われるのなら、理事なんかになりたくない、をトンデモナイ、という気は全くありません。しかし、現任の理事が、「無報酬だから」という全く成り立たない理由で、法的に規定されている損害賠償義務を否定するという「態度」が、好ましいものではないのは勿論ですが、「損害賠償義務」は自らを律するものであると同時に、自らを「衛るもの」であり、ひいては「組織」を衛るものである、という側面からも適切とは言えないものと考えます。今回の「調査チーム」に参加頂いた理事の方には、無報酬だから、とか、フザケタことはおっしゃらずに (あるいは言いたいのを我慢して)、Best Effort を超えた Extra Effort を尽くして頂いたと考えて居りますし、だからこそ、アリテイに申し上げて「不愉快な任務」ではありましたが、ご一緒に曲がりなりにも完遂できたと感謝して居ります。

なお、理事の (他の理事に対する) 監視義務、は、宮内先生の資料には明示されて居ませんが、いわゆる「不正」や忠実義務違反に対するチェックは別の面があるでしょうが、業務執行が適切に行われているか、というレ

ベルのチェック (いわば「妥当性のチェック」) は、個々の理事が別個に行う、というより、それをチェックすべき会議体を通して行われる、が、現実的であると考えられます。連盟の業務執行の状況を逐次見ていく会議体、は、常識的にはまず (代表理事と業務執行理事で構成される) 「業務執行会議」であり、そこで、それぞれの担当分野の業務執行の状況が報告され、会議体の構成員である理事によって討議される、という機能が、「業務遂行の妥当性のチェック」の基礎である、と理解しています。(勿論、「業務執行会議」の意味はそれだけではなく、個々の業務執行理事の業務遂行にあたって、自分の直接の担当分野ではないところでの業務執行の状況を把握し、連携する機会として重要であることは言うまでもありませんが) 業務執行会議での討議を踏まえた業務報告が理事会に対しても行われ、そこでは、代表理事や業務執行理事以外の理事会構成員のチェックも受ける、は勿論当然ですが、日常的な業務執行のタイムリーなチェック、は、第一義的には「業務執行会議」の機能であり、そうでなければ、「業務執行会議」が置かれている意味がないし、監視義務、も有名無実とは言いませんが、十分に果たされるとは期待できません。

ところが、実際には、「業務執行会議」は、殆ど開催されて居ません。ある理事の方によれば、「最近で言えば、会員総会の直前に、総会対策? を協議するために開催されたのが唯一」だそうで、これはもう笑うしかありませんね。

JCBL は法令と、定款によって成立している組織であり、それが機能するためには、まず、JCBL の執行機関やそれを構成する方々が、法令と定款、および組織を規定する規則、を遵守し、逸脱しない、ことが前提で、その前提が穴だらけであることが、「錦糸町 BC 問題」が長年にわたって放置された要因である、は、その中でもご努力頂いている方々にはまことに失礼かつ申し訳ない言い方になりますが、そう申し上げざるを得ない面がある、と感じています。

冗長なテキストを最後までお読みいただきありがとうございました。

森本広志 (JCBL 会員番号 40462)